北海道稚内高等学校敷地内除排雪・雪庇除去業務処理要領

1　総則

受託者は、北海道稚内高等学校敷地内除排雪・雪庇除去業務（以下、「業務」という。）の処理に当たっては、委託契約書によるほか、この要領の定めるところによる。

2　業務実施箇所

別紙図面の次の箇所とする。

（１）除雪箇所
（２）雪捨箇所
（３）グラウンド敷地南側及び西側法面
（４）屋内体育館、格技場、記念館の指定箇所
（５）上記のほか、業務担当員が指示する箇所

3　業務実施日時等

（１）除雪作業

ア　除雪作業は、特に業務担当員が指示する場合以外は、契約期間中（土・日曜日及び祝日を含む。）除雪箇所に午前５時の時点で 15 ㎝以上の積雪が見込まれると判断される場合に行うこと。

イ　除雪作業は、生徒の登校日においては、午前７時 30 分までに完了させること。

ウ　やむを得ず除雪作業を延長する必要があるときは、業務担当員と協議して、その指示に従うこと。

エ　上記以外で除雪を行う必要がある場合は、業務担当員の指示により実施すること。

（２）排雪作業

ア　排雪作業の実施日時は、業務担当員が指示する。

イ　排雪作業は、雪捨箇所に堆積した雪を、稚内市が指定する雪堆積場へ運搬すること。

（３）雪庇除去

ア　業務担当員が指示する日時において、雪庇除去を行うこと。

イ　機械や人力により雪庇除去を行い、雪庇発生に悪影響がないように、グラウンド敷地内等へ排雪すること。

ウ　雪庇除去の際は、法面の下に雪が落下しないようにすること。落下の可能性がある場合は、人力で除去すること。

エ　使用機械をグラウンド内に留めて置く場合は、別紙図面の作業ヤードに置くこと。

（４）除排雪及び雪庇除去に係る稼働時間

除排雪及び雪庇除去に係る稼働時間は、敷地内の除排雪・雪庇除去作業を開始した時をもって始期とし、当該作業を終了した時をもって終期とする。

4　業務実施に係る注意事項

（１）業務実施の際の機械・車両等の運転には、当該機械等の運転免許等を保有する有資格者を従事させなければならない。

（２）業務実施に当たっては事故防止に十分注意し、縁石、マンホール、除雪用ポール等の学校施設・設備や民有地の建物・車両等を破損しないようにすること。

（３）特に人身事故を発生させないように、万全の注意を払うこと。

（4）業務実施により事故等が発生した場合は、速やかに業務担当員に連絡すること。この場合に学校施設・設備、民有地の建物・車両等に損害があったときは、学校側の指示により原状回復し、その費用については受託者の負担とする。

5　任意自動車損害賠償保険の加入

受託者は、業務に使用する車両（タイヤショベル及びダンプトラック）について、次の保険金額以上の任意自動車保険損害賠償保険契約を締結しなければならない。

対　人　賠　償	対　物　賠　償
無制限	500 万円

6　機械・車両の運転に必要とする免許及び資格

業務に使用する機械・車両の運転に必要な免許・資格は下表のとおりとし、その運転に当たっては、その構造形状、機能等を十分に熟知していなければならない。

機　械　名	免　　許	資　　格
タイヤショベル	大型特殊免許	車両系建設機械技能講習修了または同等以上の資格
ダンプトラック	大型免許	
バックホウ		車両系建設機械技能講習修了または同等以上の資格

7　作業員名簿等

業務の実施前に作業員名簿と運転免許証等の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

なお、作業員２名以上を定める場合は、そのうち１名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にすること。

8　機械・車両の仕様及び規格

業務に使用する機械、仕様（容量）は、次のとおりとする。

（1）除雪用タイヤショベル（ホイール型、機械質量 11 t 級以上、汎用プラウ・運転手付き）

（2）排雪用タイヤショベル（ホイール型、機械質量 11 t 級以上、標準山積容量 2.1 ㎥級以上、スノーバケット・運転手付き）

（3）ダンプトラック（機械質量 10 t 級以上、側板・運転手付き）

（4）バックホウ（クローラ型、標準バケット容量 0.6 ㎥級以上、運転手付き）

9　実施報告

作業が完了したときは、実施報告書を業務担当者に提出し、確認を受けるものとする。なお、作業時間の確認のため、除排雪用タイヤショベルのタコグラフチャートの写しに当該作業時間を図示したものを合わせて添付すること。

10　その他

この要領に定めのない事項については、業務担当員と協議して決定するものとする。